

刈羽村立刈羽中学校いじめ防止基本方針

この刈羽村立刈羽中学校いじめ防止基本方針は、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制が定められた、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、文部科学省および新潟県、「刈羽村いじめ防止基本方針」を受け、本校におけるいじめの防止などのための対策を推進するために策定するものである。

I いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめに対する基本的な考え

「いじめはどの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る可能性がある」ことを認識し、すべての教職員が高い人権意識をもち、いじめの未然防止を図る。

いじめは、人間としての尊厳を侵害する犯罪であり、重大な人権侵害行為であることを踏まえ、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」「いじめは絶対にしてはならない」ことを認識させる。

そのために、学校は、いじめを未然に防ぎ、早期に発見し、即時に対応するための具体的な対策を、計画的・継続的に、組織として取り組む。また、いじめ問題の解決に向けて、地域や家庭にも、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、共に連携を図る。

2 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法第2条」より

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

II いじめの防止等のための内容に関する事項

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- (1) 誰もが安心して居心地良く生活できる、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) 生徒に対して日常的な観察や定期的なアンケート、情報交換会などを実施し、学校組織をあげて、子ども一人一人の状況把握に努める。
- (3) 子どもが主体となっていじめのない学校生活をつくるという意識を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組を実践する。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、見逃さないこと、いじめられている子どもを守ることを表明し、校長、生徒指導主事のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

2 いじめの防止等のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、当校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、当該学校の複数の教職員等によって構成される、学校のいじめ対策組織をおく。

(1) 組織の構成

①当校においては、いじめ対策の組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

②構成は、校長を長として、教頭、生徒指導担当教員、当該学年部、養護教諭など複数の教職員及びスクールカウンセラーなどを基本とする。

(2) 組織の役割

①いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

②いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

- ③いじめの疑いに関する情報や、問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめを察知した場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、支援体制や対応の決定、保護者との連携等を組織的に実施する。
- ⑤いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中心となる。
- ⑥学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ⑦いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ⑧学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止

- ①いじめに向かわない態度や能力を育成する
 - ア) 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、体験活動等の推進により、児童生徒に社会性を育む。
 - イ) 生徒同士が心の通じ合う場や機会を意図的に設定する。
 - ウ) 規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加できるように授業づくりや集団づくりを重視する。
- ②生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実を図る
 - ア) 生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。
 - イ) 「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと」「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること」等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- ③個々の生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う
 - ア) 発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - イ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ウ) 東日本大震災により被災した生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう指導や言動に細心の注意を払う

(2) いじめの早期発見

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する
- ②日頃から生徒との信頼関係に努め、危険を示す変化を見逃さない
- ③学校生活にかかわるアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む

(3) いじめに対する措置

- ①いじめを発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、必ず、「いじめ対策委員会」で、情報を共有した上で、速やかに組織的に対応する。

- ②常に、被害生徒の立場に立ち、被害生徒を守り通すことを第一にする
- ③加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携を図り、取り組む。
- ⑤生徒の生命、身体や財産に重大な被害が生じている場合は、直ちに警察に通報し、連携して対応する。
- ⑥自殺につながる可能性のある場合には、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ連絡を入れるとともに、組織で迅速かつ適切に対応する。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している状態」

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

ア) いじめに係る行為の解消

いじめとされた行為が、少なくとも3か月を目安とする期間止んでいる状態が継続していること。

※いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合には、教育委員会又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、面談などにより、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

②支援・観察の継続

ア) いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を明確にし、対処する。

イ) 「解消している状態」とは、一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める以下のような場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

(2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）があると認める場合

2 重大事態への対処に当たっての方針

- (1) いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- (2) いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- (3) いじめを受けた生徒、行った生徒のいずれにも、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に関わる情報を収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告し、その後の対応・調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 重大事態につながるおそれがある事案が発生した場合

- (1) 発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展する恐れがある事案については、予め刈羽村教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。
- (2) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査などに当たる。

IV その他留意事項

1 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようになる措置を講ずるとともに、各年度の開始時等に生徒、保護者及び関係機関等に説明する。

2 学校評価を踏まえた取組の改善

より実効性の高い取組にするため、学校いじめ防止基本方針に基づく取組を学校評価に位置付け、その実施状況を常に点検し、必要に応じて改善する。

V 刈羽中学校の具体的な取組

1 いじめ防止スローガン

刈羽中学校はいじめをしない・させない・見逃さない

2 教職員による、いじめ防止の取組

- 生徒一人ひとりに対する丁寧な見取りと情報共有
- 生活ノートを通しての学級担任との心の交流
- 毎月月初めに生活ステップアップアンケートを実施とそれに基づくチャンス相談の実施
- 年2回の相談週間を実施。生徒全員から悩みの聞き取り
- 「生徒指導報告」の全職員共有回覧
- 学校スクールカウンセラーによるカウンセリングとコンサルテーションの実施
- いじめ対策委員会による組織的な指導体制

3 生徒によるいじめ防止の取組

- 「友愛集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）」の実施
- 各委員会による朝会や給食などでのグループ活動や、レク活動等の異学年交流活動の実施（友増活動）

4 保護者・地域・村教育委員会・村青少年育成会議・村いじめ対策委員会との連携による啓発活動

- 年1回の小中連携による「小中連携友愛集会（いじめ見逃しゼロスクール集会）」の実施
- 人権啓発にかかるわる活動の実施
- 年1回のPTA校外指導部主催の講演会の実施

平成26年10月31日 策定

平成29年10月31日 改定